

令和3年度奄美地域保健医療福祉協議会

会 次 第

<事業報告>

- | | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議について | 5P |
| 2 | 健康かごしま 21 の推進 | 6P |
| 3 | 乳幼児発達相談指導事業に関すること | 14P |
| 4 | 新型コロナウイルスの発生状況と対策について | 16P |
| 5 | 難病対策について | 18P |
| 6 | 世界自然遺産関連事業について | 20P |
| 7 | 離島における血液確保対策について | 24P |
| 8 | 病院立入検査について | 26P |
| 9 | 管内における市町村自殺対策計画に基づく取り組みについて | 29P |

令和4年3月 大島支庁保健福祉環境部

奄美地域保健医療福祉協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、大島支庁に奄美地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項
- (2) 地域医療連携計画の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項
- (3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員等)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、大島支庁長が選任する。
なお、大島支庁長は、参与となる。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選により選出する。
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、大島支庁長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。
4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、大島支庁保健福祉環境部健康企画課に置く。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月15日から施行する。
- 2 奄美地域保健医療協議会設置要綱、名瀬保健所運営協議会規程及び徳之島保健所運営協議会規程は廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

別表

構成団体	選任する者の職名等
市町村	市町村長の代表
	市町村議会議長の代表
	市町村福祉事務所の代表
	市町村保健師の代表
	地域包括支援センターの代表
その他 行政機関	警察署長又は次席
	消防長又は次席
	保健福祉環境部長又は保健所長
医療関係団体	医師会の代表
	歯科医師会の代表
	薬剤師会の代表
	獣医師会の代表
医療施設	病院長又は副院長
学校	市町村教育長又は教育長会の代表
	校長協会の代表
	小中学校養護教諭の代表
社会福祉関係 団体	社会福祉協議会の代表
	民生委員協議会の代表
	社会福祉施設関係の代表
事業場等	助産師、保健師又は看護師団体の代表
	食生活改善推進員の代表
	食品衛生協会の代表
	衛生自治団体の代表
学識経験者 ・その他	農協関係者の代表
	婦人団体の代表
	自治公民館の代表
	老人クラブの代表
	青年団の代表
	ホームヘルパー団体の代表
	地域の実情を考慮し、支庁長が特に必要と認める者

奄美地域保健医療福祉協議会委員名簿

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
奄美市長	安田 壮平	新任
大島郡町村会長（徳之島町長）	高岡 秀規	
大島郡町村議会議長会長（龍郷町議会議長）	前田 豊成	
地域包括支援センター代表（龍郷町保健福祉課長）	満永 たまよ	
大島地区消防組合消防長	永田 隆樹	新任
奄美警察署長	濱田 忠広	新任
大島郡医師会長	向井 奉文	
大島郡歯科医師会長	町田 慶太	
鹿児島県奄美薬剤師会 代表	伊集院 書子	
県立大島病院長	石神 純也	
養護教諭会代表（奄美市立笠利小学校）	山之上 真澄	新任
大島郡民生委員・児童民生委員協議会 代表	貴島 茂子	
鹿児島県看護協会大島地区長	正岡 ゆかり	新任
食生活改善推進員連絡協議会 徳之島支部長	吉川 洋子	
奄美地区食品衛生協会長	新納 誠人	
奄美群島地域女性団体連絡協議会長	佐 久子	
大島支庁保健福祉環境部長	本 一郎	新任

1 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議について

地域医療構想とは

急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化、連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があります。

急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また、過不足なく提供できる体制を確保できるよう、地域医療構想に基づき、地域住民が安心して医療を受けられる体制を構築します。

(1) 地域医療構想の概要

本構想の実現に向けて、医療機関相互の自主的な取組及び医療機関を始めとした関係者相互の協議を促進するために、「奄美保健医療圏地域医療構想調整会議」と「病院機能に関する専門部会」が設置されています。

「奄美保健医療圏地域医療構想調整会議」は、医療関係者、保険者、介護保険事業者等で構成され、地域の病院が担うべき医療機関としての役割や病床数についての協議、病床機能報告制度による情報の共有等を行っています。

(2) 開催実績と開催内容

ア 開催実績（平成29年2月～令和4年3月）
地域医療構想調整会議 9回、専門部会 11回

イ 開催内容

- ① 第9回地域医療構想調整会議（令和4年3月2日開催）
 - a 協議
 - ・令和7（2025）年に向けた対応方針について
 - ・令和7（2025）年に向けた対応方針及び合意済対応方針を見直す医療機関の計画について
 - ・休棟中病床の再稼働及び病床機能を転換しようとする医療機関の計画について

◎今後の地域医療構想調整会議の進め方について

現在、地域医療構想の達成に向けて、個別の医療機関ごとの具体的な対応方針を協議し、地域医療構想調整会議の合意を得る作業を進めています。今年度、2医療機関の計画が合意に至らず、県と協議中です。

* 具体的な対応方針には、以下の内容を含みます。

- ・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ・2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

今後は、下記の2点に留意しつつ、合意に至らなかった2医療機関の計画の動向を注視し、必要に応じて協議していく予定です。また、診療所の役割について協議を進めていきます。

1 療養病床の転換促進

・介護療養病床若しくは療養病棟入院基本料等の経過措置適用を届け出ている医療機関については、他の慢性期を担う医療機関よりも優先的に協議

2 非稼働病棟に関する協議

・非稼働病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟及び有床診療所）を有する医療機関については、①非稼働の理由、②今後の病床の取り扱いについて協議

2 健康かごしま21の推進

(1) 健康かごしま21地域推進協議会

ア 名瀬保健所管内健康かごしま21地域推進協議会（令和3年8月4日）

「健康かごしま21」を推進するため、名瀬保健所管内の5区分（地域・職域・学域・保健医療・行政）から17機関・団体が構成する協議会を設置し、県重点テーマに加え管内の重点課題である「男性の早世予防」に取り組んでいます。

① 県重点テーマに加え、管内重点テーマを設定「男性の早世予防」

県重点テーマ「脳卒中予防」「がん予防」「ロコモ・フレイル予防」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防」「CKD（慢性腎疾患）予防」に加え、管内の健康課題である「男性の早世予防」を設定し、働き盛り世代の健康意識の向上を重点取組としています。

② 生活習慣に係る実態調査「地域・職域・学域保健が連携して取り組む健康づくり」

「朝食抜きを0（ゼロ）にする取組」等を地域・職域・学域が連携して推進し、全ての世代における健康な生活習慣の定着を目指しています。また、地域の特性に応じた健康づくりを推進するための基礎資料を得るため「生活習慣に係る実態調査」を毎年1回実施し、ライフステージごとの生活習慣病リスクを把握し、地域・職域・学域保健の連携のもと健康課題を明らかにしています。



イ 徳之島保健所管内健康かごしま21地域推進協議会

- ・健康かごしま21徳之島地域推進協議会（令和3年10月11日）
- ・健康かごしま21沖永良部・与論地域推進協議会（令和3年10月4日）

「健康かごしま21」を指針とし、徳之島地域と沖永良部・与論地域に地域推進協議会を設置し、地域住民の健康づくりを効果的・体系的に推進しています。令和3年度は、「コロナ禍における健康づくりの推進」と「幼児期からの肥満対策」をテーマに推進方策を検討しました。また、「協議会だより」（A4サイズ1枚）を健康づくり関連機関・団体へ配付し、地域の健康課題や協議内容に基づく推進方策を広く周知・啓発しています。

(2) 脳卒中对策推進事業（名瀬保健所管内・重点地域指定）

ア 地域検討会（令和3年6月18日、8月4日、10月27日、令和4年3月11日）

管内市町村とともに、脳卒中对策推進に係る情報共有や意見交換、地域における重点取組施策の検討とその推進及び事業の進捗管理を行いました。

イ 食を通じた健康づくり

住民の健康づくりや生活習慣病予防に役立つ資料媒体を作成し、大島支庁ホームページに掲載しています。



ウ 長寿食材を使った料理と黒糖焼酎～適正飲酒への誘い～

「あま美酒 あま美食 ～ゆらっとゆらおう～」

管内行政栄養士と酒造会社との協働で、コース仕立てのメニュー開発に取り組みました。（令和4年度に飲食店等に提供予定）

(3) 健康づくりを支援する社会環境整備事業について

生活習慣病の発症や悪化は、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境にも大きな影響を受けることを踏まえ、あらゆる世代の健康な暮らしを支える良好な社会環境を構築し、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を図るための対策を推進しています。

ア 受動喫煙防止の環境整備～受動喫煙対策に取り組む飲食店の登録制度～

肺がんや循環器疾患などの生活習慣病予防対策として、受動喫煙対策に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として登録し、ホームページなどを通じて情報提供を行い受動喫煙防止を推進しています。



登録店舗数（令和4年3月1日現在）

大島支庁	名瀬保健所	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町
180	141	95	2	4	15	18	7
	徳之島保健所	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町
	39	14	2	2	9	3	9

イ 食の環境整備

ヘルシーメニューやあまみ長寿食材を使ったメニュー等を提供する飲食店や総菜店を「かごしま食の健康応援店」として登録し、健康づくりに向けた取組を総合的に支援する体制整備を推進しています。



登録店舗数（令和4年3月1日現在）

大島支庁	名瀬保健所	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町
50	41	29	0	1	1	8	2
	徳之島保健所	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町
	9	3	2	1	1	1	1

ウ 職場ぐるみの健康づくり支援

職場ぐるみで健康づくりに取り組む事業所を「職場の健康づくり賛同事業所」として登録するとともに、特に積極的に取り組む事業所をモデル事業所に指定し、職場の健康づくり情報紙「健康かごしま21通信」を配信する等の支援を行い、職域における健康づくりを促進しています。

登録店舗数（令和4年3月1日現在）

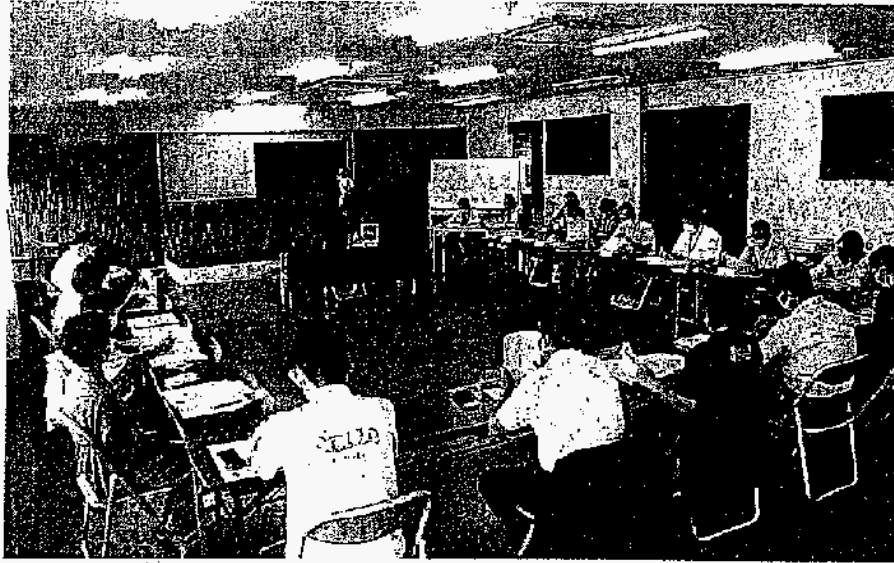
大島支庁	名瀬保健所	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町
77 (6)	63(5)	35(4)	2	4	10	7(1)	5
	徳之島保健所	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町
	14(1)	7(1)	2	1	2	0	2



壮年男性の死亡率に着目

朝食欠如、飲酒も課題に

健康かごしま推進協



2021年度健康かごしま21地域推進協議会(委員長・本一郎大島支庁保健福祉環境部長)は4日、奄美市名瀬の県大島支庁会議室であった。名瀬保健所管内における健康関連機関・団体の委員18人が出席。県の重点テーマおよび地域の実情に応じた健康課題への取り組みについて、協議、検討した。

「健康かごしま21」は2013年、県が「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を掲げ策定した健康増進計画。2021年度の重点テーマは▽脳卒中予防▽がん予防▽ロコモ・フレイル予防▽COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防▽CKD(慢性腎疾患)予防の5項目で、管内は「男性の早世予防」を設定した。推進方策については「地域・職域・学域の連携による健康増進について協議する委員の14日、奄美市名瀬

管内の健康指標と状況報告からは▽65歳未満の男性死亡率の高さ▽脳血管疾患の標準化死亡率(SMR)が男女とも全国より上回っている▽脳血管疾患により要介護状態になった人の割合が県や全国より高く、漸増傾向にあることが課題に挙げられた。また、生活習慣実態調査からは青壮年

期(男女)の朝食の欠如や喫煙、生活習慣病リスクを高める飲酒などの健康課題が浮き彫りとなった。意見交換では、大島地区保育連合会などから健康診断の受診率が上がらないことが話題に上がったほか、大島郡医師会からは重点項目の「ロコモ・フレイル予防」の表記について、層粗しゅう症によって生じる高齢者の脆弱性骨折「骨卒中」の言葉を用いた方が、脆弱性を示せるとの提案もあった。

南海日日新聞
令和3年8月5日(木)

男性の早世予防に重点

大島支庁で
地域推進協
定期健診受診率向上へ
健康かごしま21



大島支庁保健福祉環境部
健康かごしま21地域推進協議
の「健康かごしま21地域推進協議
会」

大島支庁保健福祉環境部
健康かごしま21地域推進協議
会
1年度(健康かごしま21)委員長本一郎氏

大島支庁保健福祉環境部
部長、委員18人が4
日、奄美市名瀬の県大
島支庁会議室であつ
た。管内の重点テー
マは前年に引き続き「男
性の早世予防」を設定。
働美盛の世代の健康意
識の向上に注力し、定
期健診受診率の向上、
朝食摂取の習慣化など
に取り組むことで一致
した。

健康かごしま21は18
年度に取り組み、県
の健康増進計画、脳卒
中予防がん予防、ロコ
モーション予防など、
県の目標や項目を含む
せて関係機関一休とな
った健康かごしま21の
推進

この日は保健所管内
の自治体や医療、福祉
や教育、企業などから
なる委員らが出席。管
内の生活習慣実態調査
について報告があり、
推進に向けた意見を交
わした。

回協議会の調査によ
ると、16年度管内65歳
未満男性の死亡割合は
15.1%。年々減少傾向
にあるが、国や県を依
然上回っており、数値
は低値機は、も脳血管
疾患による死亡率が高
く、同疾患に伴う要介
護者が漸増傾向にある
ことが示された。

協議では、特定健診

の受診率向上などを議
題に意見を交換した。
受診率が伸びている瀬
戸内町や龍郷町から
は、手書きのメッセー
ジを添えた受診券の配
布、保健指導の場を増
やした事例などが紹介
された。

宇検村からは、健康向上
に向けた「マイエット企
画」(ヘルシーチャレン
ジ)なども報告された。

この他、青年年の約
3割に下る朝食摂取率
の対策、塩分の過剰採
取に「ながらがちな中
食問題などについても
協議。委員からは「動
画視聴やネット相談な
ど」「フォローの場を増
やす」「販売店など
とも連携が必要」など
の提案が出た。

本委員長は「ロコナ
禍で食生活も様変わ
り。がん意識(推進)は
チャンスでもある」と
強調。名瀬保健所の推

進に「ぜひ」なれば
いけない」とわがこと
でも「きぼう」が一つ
の問題点。一歩を踏み
出すためのきっかけ作
りが大事。我々自身も
何か一つやることで、
裾野を広げて「ロコナ」
と呼び掛けた。

奄美新聞
令和3年8月5日(木)

令和3年度 健康かごしま21 徳之島地域推進協議会だより



健康かごしま21 徳之島地域推進協議会とは？

徳之島地域の健康づくりを効果的・体系的に推進するため、地域保健、学域保健、職域保健に関連する団体から委員を選出し、年に1回、協議会を開催しています。（令和3年度：10月11日開催）

今年度は「コロナ禍における健康づくりの推進」と「幼児期からの肥満対策」について協議しました。協議内容に基づき、今年度委員でない団体等におかれましても、更なる健康づくりの推進をお願いします。

(1) 徳之島保健所管内の健康課題

男性の死亡率（全死因）が全国と比較して高い（※1）

男女ともに脳血管疾患の死亡率が全国と比較して高い（※1）

メタボリックシンドローム*該当者及び予備群の割合が高い（※2）

（*：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指します。）

（※1：標準化死亡比（SMR）で年齢調整後）

（※2：特定健康診査受診者（受診対象：40～74歳の国民健康保険の被保険者）の結果から）

(2) コロナ禍における健康づくりの推進について

新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限される時期もありましたが、町や団体では方法や内容を工夫し、健康づくりを推進されていました。島内でクラスターが発生した時期には、診察やデイサービス、訪問看護・介護事業が休止となり、介護や支援を必要とする高齢者への影響が大きかったことも報告されました。協議では、地域や職場、個人での取組が紹介され、コロナ禍での健康づくりの工夫や推進方策が検討されました。「コロナ禍だから何もできない」ではなく、「コロナ禍でもできること」から、地域や職場、学校での健康づくりを推進していきましょう。

【協議内容に基づく取組例】

屋内外での身体活動・運動の実施

- ・家や庭の掃除、草取り
- ・グランドゴルフ、ラジオ体操
- ・自宅でできる運動

個人

コロナ禍でもできる

健康づくりを推進しましょう！

職場

- ・職員の健康管理
- ・ラジオ体操の実施（始業前等）
- ・職場でできる健康づくりやストレッチの紹介 など

地域

- ・介護・介助を必要とする高齢者への支援
- ・屋内でできる運動の推進
- ・広報誌やケーブルテレビ、町内放送の活用
- ・健康レシピやウォーキングマップの作成 など

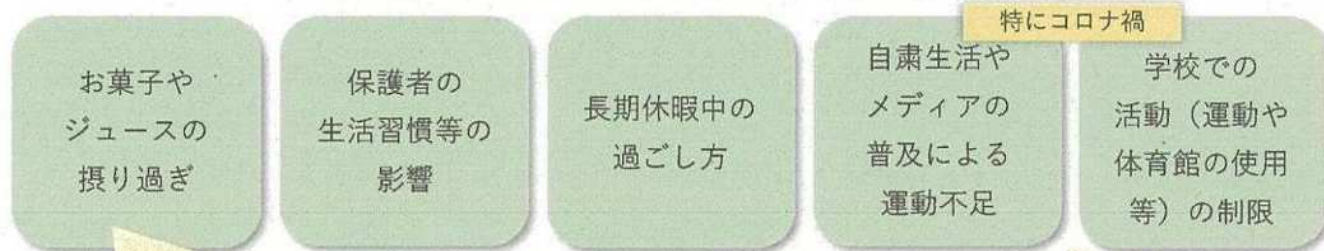
(3) 幼児期からの肥満対策について

昨年度の保健所の調査から、管内の3歳児はスナック菓子や甘い飲み物を摂る割合、21時以降に就寝する児の割合が全国と比較して高く、幼児期の早い段階から太りやすい生活環境下にあることが推察されました。協議では、祖父母から孫へのお菓子やジュースの与え方について課題があげられ、町や団体での会合、地域サロン等を通じて祖父母世代へ啓発していくこととなりました。

また、徳之島地域の児童・生徒の生活習慣等について、特にコロナ禍では、学校での活動の制限やメディアへの接触機会の増加による運動不足、生活リズムへの影響が示唆されました。

子どもの肥満を予防するため、地域、職域、学域が一体となって対策に取り組みましょう。






徳之島地域：子どもの肥満の背景（協議内容から）



孫や子どもへのお菓子・ジュースの与え方について

祖父母世代へ啓発していきましょう。

- ・ノーマディア習慣の設定
- ・家庭での運動や健康づくりの推進
- ・長期休暇中のラジオ体操
- ・スポーツ少年団活動時の健康教育など

	◀ 新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について（スポーツ庁）		◀ 子供の運動あそび応援サイト（スポーツ庁）
	◀ オススメ運動動画（NPO法人日本臨床運動療法学会）		◀ かごしまの子ども 体力向上プログラム（鹿児島県教育委員会）
	◀ 運動強度を高める歩き方「レッツ・メッツ・アップ！」（厚生労働省 e-ヘルスネット）		◀ 「続けよう！！介護予防・フレイル予防」体操動画（鹿児島県公式YouTubeチャンネル）

令和3年度 健康かごしま21徳之島地域推進協議会 委員構成団体	
大島郡医師会	大島郡歯科医師会
鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会 徳之島支部	伊仙町地域女性団体連絡協議会
伊仙町区長会	大島教育事務所 徳之島町駐在
徳之島地区養護教諭部会	天城町PTA連絡協議会
あまみ農業協同組合 徳之島事業本部	徳之島町商工会
徳之島町健康増進課	天城町けんこう増進課
伊仙町健康増進課	大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課（徳之島保健所）

【作成・問合せ先】健康かごしま21徳之島地域推進協議会事務局（徳之島保健所 健康増進係）

3 乳幼児発達相談指導事業に関すること

(1) 目的

明らかな異常ではないが、発育や精神・運動等に問題のある乳幼児又はその恐れのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育施設及び療育ケアの紹介を行うことにより、乳幼児の健全な発達を促進する。

(2) 対象

- ア 保健所又は市町村で実施する健康診査、育児相談、訪問等の結果、直ちに専門機関を受診させるほどではないが、経過を観察する必要がある乳幼児
- イ 医療機関、こども総合療育センター、大島児童相談所、保育所等から紹介された乳幼児
- ウ 心身の発達に関して保護者から相談の希望があった乳幼児
- エ その他保健所長が必要と認めた乳幼児

(3) 実施内容

- ア 問診
- イ 身体測定
- ウ 診察及び相談
小児科医による診察及び指導
心理判定員による発達検査等
- エ 個別指導

(4) 従事者

- 小児科医
- 心理判定員
- 保育士
- 保健師（保健所、市町村）

(5) 実施状況

ア 開催回数及び市町村別相談者

単位：人

		開催回数			相談者数		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
奄美大島	奄美市	4	4	4	14	20	14
	大和村				0	2	0
	宇検村				4	3	5
	瀬戸内町				3	7	6
	龍郷町				3	3	1
	喜界町				0	0	3
喜界島	喜界町	—	—	1	0	0	3
徳之島	徳之島町	2 (1.5日×2回)	2 (1.5日×2回)	1 (1.5日×1回)	17	9	4
	天城町				13	10	4
	伊仙町				7	6	4
沖永良部島	和泊町	1	1	1	6	5	4
	知名町				6	6	3
与論島	与論町	—	—	—	—	—	—

イ 年齢別相談者数

単位：人

	名瀬保健所 ()喜界町			徳之島保健所		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1歳以下	1	0	0	2	1	0
2歳	2	3	4(2)	5	5	2
3歳	1	3	9(1)	18	8	4
4歳	4	12	10(2)	10	13	8
5歳以上	20	17	9(1)	14	9	5
合計	28	35	32(6)	49	36	19

ウ 相談動機別相談内容

単位：人

	名瀬保健所			徳之島保健所		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運動発達機能	0	0	1	0	0	0
知的	0	0	0	5	1	4
情緒行動面	22	23	21	26	23	10
言語	5	8	7	15	11	4
その他児の問題	1	4	3	2	1	1
育児不安	0	1	0	0	0	0
児童虐待	2	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0

エ 相談結果に伴う処遇方針

単位：人

	名瀬保健所			徳之島保健所		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
終了	17	21	17	9	0	8
要指導	0	0	0	0	0	0
要観察	再相談	13	14	14	0	1
	訪問	0	0	0	0	0
	電話対応	0	0	0	0	0
要精密	1	0	2	0	0	0
要医療	1	0	1	0	0	0
市町村・ 機関紹介	育児教室	12	19	5	0	0
	児童相談所	1	1	1	0	0
	療育機関	12	18	16	19	29
	保育園等	0	5	13	0	0
	その他	3	5	2	5	1
その他	10	9	13	21	6	5

(6) 課題

【名瀬保健所】

- 1回の定員は8人程度だが、それを超える相談申し込みの希望があり、対応できない状況にある。
- 島内では相談機関が少なく、待機者多いため、タイムリーな相談ができず介入や支援評価が遅れることで適切な療育につなげられない場合がある。今後、適切な支援につながるためにこども総合療育センターや大島児童相談所との役割分担や調整が必要である。
- こども総合療育センターの療育相談が未実施であることもあり、喜界町からの相談も増えているが、保健所来所となると保護者には旅費等で経済的な負担が大きい。
- 年齢が就学前になるほど相談申し込み数は多くなる傾向で、学校保健につなぐために、市町村からは就学前の相談者を優先した申し込みが多い。定員や早期に専門的支援を行う観点から、全ての就学前児の相談が受け入れられない状況にある。

【徳之島保健所】

- 徳之島地区の1回の定員は12人程度だが、毎回それを超える相談申し込みの希望があり、優先順位を決めながら対応している状況である。
- 南三島ともに発達相談に従事できる専門職が少なく、タイムリーな相談ができず介入や支援評価が遅れることで適切な療育につなげられない場合がある。今後、適切な支援につながるためにこども総合療育センターや大島児童相談所との役割分担や調整が必要である。
- また、与論地区ではニーズはあるものの、当該事業は実施しておらず、発達検査等のために島外の医療機関を受診しているケースもあり、旅費等保護者の経済的負担が大きい。

4 新型コロナウイルス感染症の発生状況と対策について

●新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

【感染症法上の位置付け】

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日、感染症法の指定感染症に政令で指定して対策を講じているところ、指定期限を本年1月31日から1年間延長したところであるが、今後は期限の定めなく必要な対策を講じられるよう、「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型新型コロナウイルス感染症」を追加することにより、感染症法における法的位置付けについては、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることとなるが、変更後の基本的にとり得る措置等の変更はない。

【施行日】

令和3年2月13日施行

●保健所対応

1 新型コロナ感染症に関する受診・相談業務

2 感染患者発生時の対応

(1) 疫学調査・濃厚接触者の決定と健康観察、自宅待機者の行動制限解除

[名瀬保健所]

令和3年4月～10月末

自宅待機者実人員：203名

濃厚接触者実人員：1,579名

令和3年12月～1月

自宅待機者延人員：7,531名

[徳之島保健所]

自宅待機者実人員：178名

濃厚接触者実人員：1,466名

(2) 濃厚接触者等の行政検査の調整及び検体搬送

(3) 感染患者の入院・入所のための搬送及び調整

⇒患者本人が移動可能な場合は原則、保健所公用車で搬送し、医療措置が必要な場合や重症度が高い場合には、大島地区消防組合消防本部へ搬送依頼を要請する。

●名瀬保健所管内対応マニュアルの作成

1 目的

名瀬保健所及び徳之島保健所管内におけるマニュアルを作成し、管内における疫学調査や離島間での患者搬送、検体採取に伴う検体搬送手順等の統一化を図ることを目的とし、令和3年3月17日作成済み。

2 内容

患者発生時からの

(1) 受診⇒診療・検査医療機関への受診勧奨手順、医療機関リストの添付

(2) 診断・検査⇒検査の種類、各種検査法の実施時間

(3) 届出⇒届出基準、届出様式の添付

(4) 疫学調査・濃厚接触者の決定⇒濃厚接触者の定義、疫学調査内容、行動調査票の添付

(5) 行政検査・検体搬送⇒行政検査実施医療機関リスト、検体搬送手段

(6) 入院・患者搬送⇒患者発生時の対応フロー、島内・島外への患者搬送手順

●患者発生届出状況(令和4年1月末現在)

[名瀬保健所]

(人)

	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	県外等	計
2年度	28	0	0	9	1	3	2	43
3年度	1,190	19	8	87	182	93	179	1,758

[徳之島保健所]

(人)

	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町	県外等	計
2年度	49	4	12	3	1	113	1	183
3年度	163	40	69	26	33	63	20	414

●患者受入機関及び患者搬送状況

1 受入医療機関等

(1) 受入医療機関

⇒名瀬保健所管内:4カ所

⇒徳之島保健所管内:4カ所

(2) 宿泊療養施設

⇒名瀬保健所管内:奄美宿泊療養施設(2カ所),喜界宿泊療養施設(1カ所)

⇒徳之島保健所管内:徳之島宿泊療養施設(1カ所),沖永良部宿泊療養施設(1カ所)
与論宿泊療養施設(1カ所)

ア 入所調整(入所当日の聞き取り,ホテルでの注意事項等の説明等)は,県庁入所調整班が調整

イ 退所予定日2日前に保健所,医師,看護師等が参加し,退院カンファレンス開催

ウ 宿泊療養証明書の発行については,本庁宿泊療養チームが行う

2 患者搬送

(1) 島内での搬送

ア 島内での患者搬送については,原則,保健所が搬送

イ 医療措置(酸素吸入等)が必要な患者搬送については,保健所から大島地区消防組合へ依頼
(エボラ出血熱等の患者の移送に関する協定書)H31.3月協定

(2) 島外への搬送

ア 重症度が高くなった場合,鹿児島への搬送

イ 医療措置(酸素吸入等)が必要な場合,大島消防組合へ搬送依頼

ウ 海上保安部サーブ機等による搬送(奄美空港)

5 難病対策について

●指定難病対策

(1) 指定難病医療対策事業

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月1日施行)に基づき指定された指定難病について、治療方法の確立等に資するため、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度である。

医療費助成対象疾患は、法施行当初の110疾患から徐々に増え、現在338疾患となる。各保健所、県難病相談・支援センターでは、特定医療費(指定難病)助成の新規申請及び更新申請を受付を行っている。

ア 予算財源 (国1/2, 都道府県1/2)

イ 申請窓口:保健所、県難病相談・支援センター

(2) 難病患者地域支援ネットワーク事業

要支援難病患者に対する在宅療養支援状況の評価、地域における医療相談会の開催、訪問相談を実施している。

ア 医療相談会・患者家族交流会⇒新型コロナウイルス感染状況から今年度開催していない。

イ 相談件数等

① 相談件数:延べ543件(面接298件, 電話204件, 文書41件)

② 相談内容:主に、特定医療費助成に係る新規・更新申請に関する相談であり、他に、療養生活・福祉制度や就労に関する相談あり。

③ 訪問件数:延べ24件(ALSや筋ジストロフィー等の神経難病での受給者、小児慢性特定疾病からの移行者等)

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

保健所を中心に「難病対策地域協議会」を設置し、保健、医療及び福祉の総合的なサービスの提供を要する難病患者に対し、療養上の不安解消を図り、適切な支援を実施している。

ア 名瀬保健所管内難病支援関係者連絡会

・新型コロナウイルス感染状況から今年度開催していない。

イ 名瀬保健所管内難病対策地域協議会

・日時 令和4年2月22日

・内容 災害時の患者支援体制等について(書面開催)

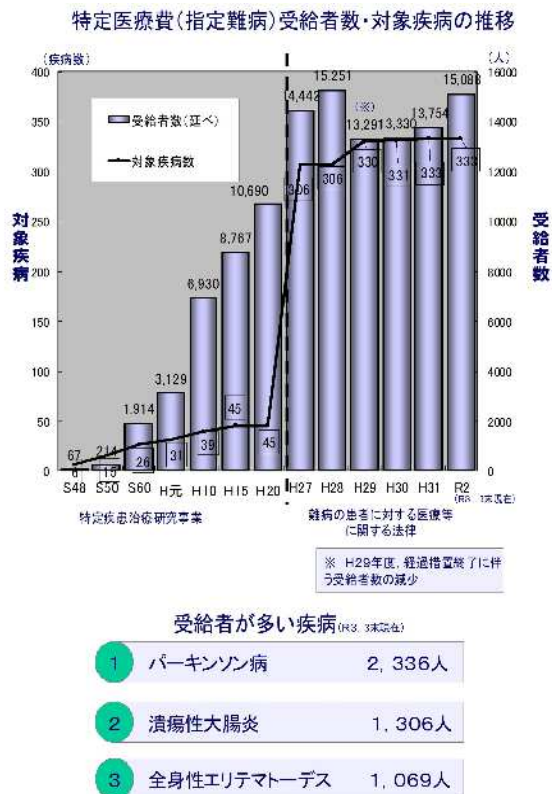
・参加者 市町村災害関係担当職員(総務, 保健, 障害, 包括)

(4) 医療ネットワーク事業

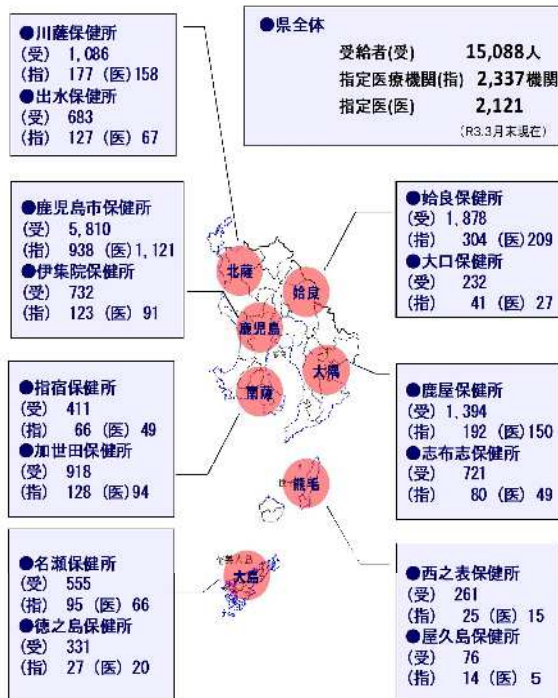
重症難病患者に対する適時・適切な入院施設の確保等のための医療機関との連携、体制整備を図っている。

● 指定難病の受給者数

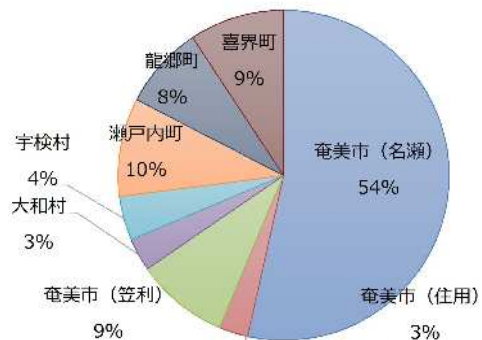
(1) 県内指定難病受給者数・対象疾患の推移



保健所別、特定医療費(指定難病)受給者数 指定医療機関数及び指定医数



(2) 名瀬保健所管内指定難病受給者数の現状



	受給者数(人)	割合(%)
奄美市	346	65.4
大和村	17	3.2
宇校村	23	4.3
瀬戸内町	51	9.6
龍郷町	43	8.1
喜界町	49	9.3

6 世界自然遺産関連事業について

(1) 世界自然遺産登録の経緯

世界自然遺産登録に向け、政府は平成25年1月に世界遺産暫定一覧表への記載を決定し、同年12月には、国、本県、沖縄県で設置した有識者等で構成される「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」が、具体的な候補地として、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島を選定した。

国は、平成29年2月に、ユネスコへ推薦書を提出したが、平成30年5月の国際自然保護連合（IUCN）の「記載延期」勧告を受け、同年6月に推薦を一旦取り下げた。その後、国は、県、市町村とも協議を重ね、平成31年2月に推薦書を再度提出し、令和元年10月には、IUCNによる現地調査が行われた。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況を踏まえ、令和2年夏に予定されていた第44回世界遺産委員会は、令和3年7月に延期されていたが、7月26日に世界自然遺産に登録された。

(2) 遺産価値の保全に向けた課題

奄美大島、徳之島においては、世界自然遺産に登録されたことにより、遺産としての価値を保全する取組が求められている。世界自然遺産委員会からは特に次の4項目についての取組が要請されており、希少野生動植物の保護、森林内において希少野生動物を捕食するノネコ対策等とともに、国、県、市町村が連携して取り組みを進めている。

観光管理	観光客の訪問レベルの制限
ロードキル対策	絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置
河川再生	強固な人工的インフラから、自然に基づく技術や再生アプローチに移行するための包括的な河川再生戦略策定
森林管理	緩衝地帯における森林伐採を現在のレベル以下とし、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定

また、世界自然遺産に係る認識は浸透してきているが、自然保護の重要性や生態系保全の必要性について引き続き周知が必要である。

(3) 名瀬保健所における取組

ア 普及啓発

自然保護の重要性や生態系保全の必要性、ノネコ対策に向けた飼い猫の適正飼養等について地元住民の意識の醸成を更に進める

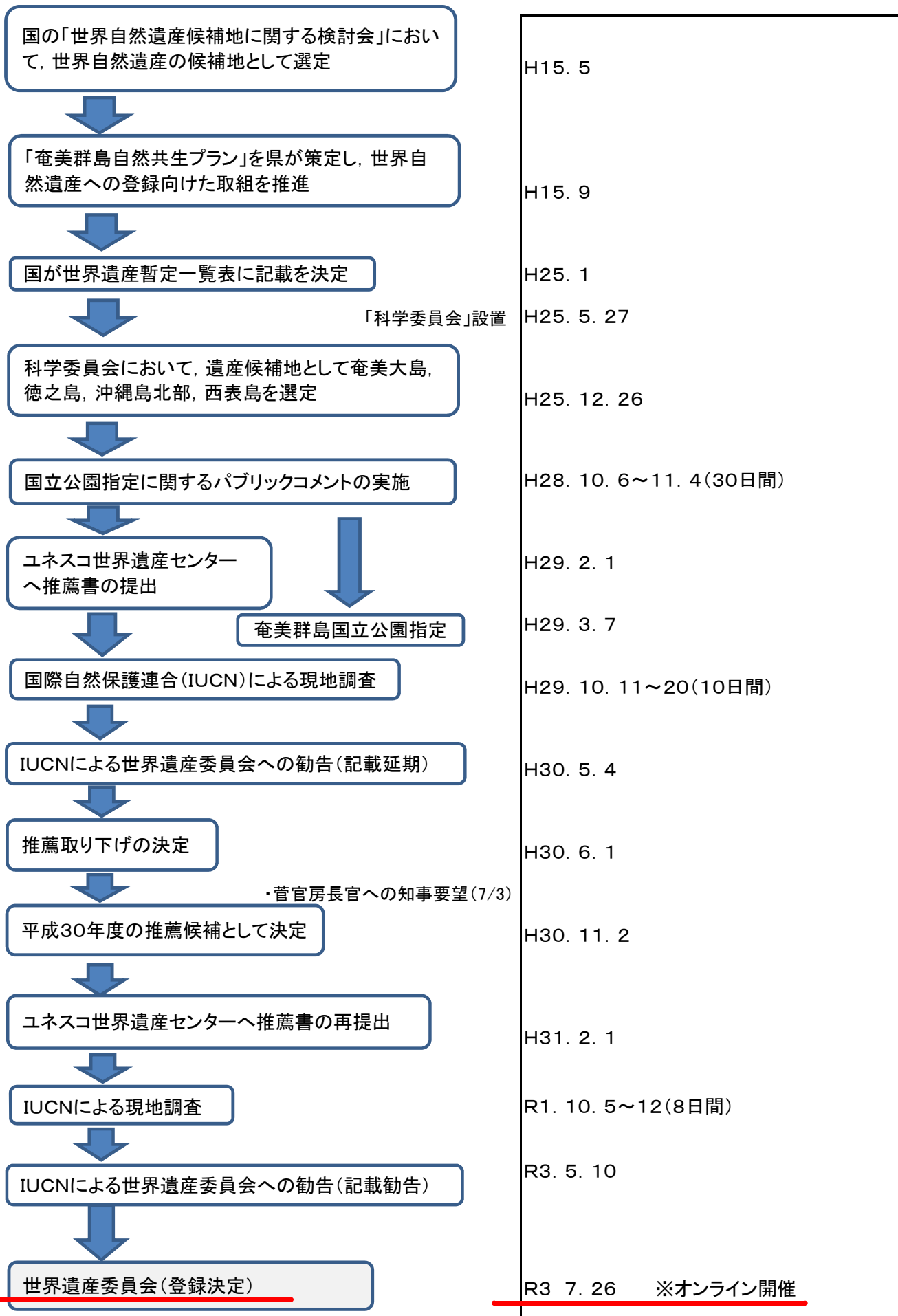
- ① 各種団体、学校等における勉強会の開催
- ② 普及啓発のためのポスター・パンフレット等の配布

イ 希少野生生物等の保護対策

- ① 世界自然遺産登録推進に係る連絡調整
- ② ノネコ管理計画に基づいたノネコ対策の実施
- ③ 奄美大島・徳之島におけるノイヌ・ノネコ対策検討会等の開催
- ④ 奄美大島・徳之島における希少野生動植物保護対策の推進
- ⑤ 外来生物対策等の推進

奄美の世界自然遺産登録までの経緯

R3. 8 奄美世界自然遺産登録推進室



奄美大島・徳之島におけるネコ対策の現状

		奄美大島	徳之島
体 制		<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島ノイヌ・ノネコ対策検討会設置(H19～) ・担当者レベルのWGを設置し, 飼い猫からノネコ対策までを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳之島ノイヌ・ノネコ対策検討会設置(H21～) ・担当者レベルのWGを設置し, 飼い猫からノネコ対策までを検討
ノ ネ コ 対 策	推定頭数	600～1,200頭(H26)	150～200頭(H26)
	捕 獲	・環境省事業	・環境省事業
	収容・飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大島工業高校施設を改修(奄美大島ねこ対策協議会が運営) ・H29～: 奄振交付金事業で実施 ・検査(エイズ, 白血病)して収容 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧天城町クリーンセンターを改修(徳之島3町ネコ対策協議会が運営) ・H26: 町単独事業で実施 ・H27, 28: 地方創世交付金事業で実施 ・H29～: 町単独事業で実施 ・検査(エイズ, 白血病)して収容
	不妊・去勢	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島ねこ対策協議会 ・H29～: 奄振交付金事業で実施 ・譲渡が決まった個体にのみ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省事業(島内動物病院へ委託)
	譲 渡	・HPにて, 島内外から譲渡希望者を広く募集	・徳之島3町広報誌等で周知
野 良 猫 ・ 飼 い 猫 対 策	条例関連	<ul style="list-style-type: none"> ・H23.10月, 市町村が飼い猫適正飼養条例を施行し, 管理を強化(H29.3月,6月 条例改正:マイクロチップ装着義務化等) ・環境省がマイクロチップ装着支援(対象:飼い猫, 費用:無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26.4月, 市町村が飼い猫適正飼養条例を施行し, 管理を強化(H29.6月,12月 条例改正:多頭飼育の制限等) ・環境省がマイクロチップ装着支援(対象:飼い猫, 費用:無料)
	野良猫のTNR	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島ねこ対策協議会が実施(獣医師が協力) ・奄振交付金事業を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳之島3町ネコ対策協議会が実施(獣医師が協力) ・奄振交付金事業を活用
	飼い猫の不妊・去勢	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島ねこ対策協議会が実施(獣医師が協力) ・奄振交付金事業を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳之島3町ネコ対策協議会が実施(獣医師が協力) ・H26～H27(公財)どうぶつ基金が協力 ・H28: 地方創生交付金事業を活用 ・H29～: 奄振交付金事業を活用
	収容・飼育(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫 野良猫の引き取りは行っていない(負傷猫等に限って収容) ・飼い猫 所有者からの申し出により, 有料で引き取り 	(同左)
	譲 渡	全県的には, 県動物愛護センターHPで公開	(同左)

7 離島における血液確保対策について

(1) 献血実施状況

奄美大島では年2回（10月，2月），徳之島では年1回（11月），沖永良部では年1回（1月）献血バスにより献血を実施している。

献 血 者 数 (人)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
名瀬保健所	952	1,103	1,239	500 (10月)
徳之島保健所	456	479	266	264 (11月)

(2) 緊急時供血者登録制度

奄美大島では，本土からの輸送による輸血用血液製剤の確保が困難になった場合において，緊急時に血液を確保する方法として，予め供血していただく方を保健所に登録し，輸血が必要な医療機関で，直接，供血に協力してもらう制度を平成15年に発足させた。

令和3年12月末現在の制度登録者数は517名であり，また，制度発足以来の制度活用事例は26件あり，近年では令和元年度1件，令和2年度2件，令和3年度（1月末現在）1件となっている。

(3) 奄美大島における血液製剤の供給体制について

平成30年4月に奄美市の血液備蓄所が廃止され，島内の医療機関への血液の供給は，県赤十字血液センターから航空機等で直接配送される方式となった。

これに伴い，住民の緊急手術に対応できない恐れや，医療機関の血液製剤廃棄費用負担の増大等の課題が生じており，県赤十字血液センターは，廃棄費用の一部負担や，ブラッドローテーションの研究事業を実施するなどの対応をしている。

県としては，これまで関係者・関係団体と現状・課題及び今後の方向性について協議を行っており，今後も引き続き課題解決に向けた協議を行っていく。

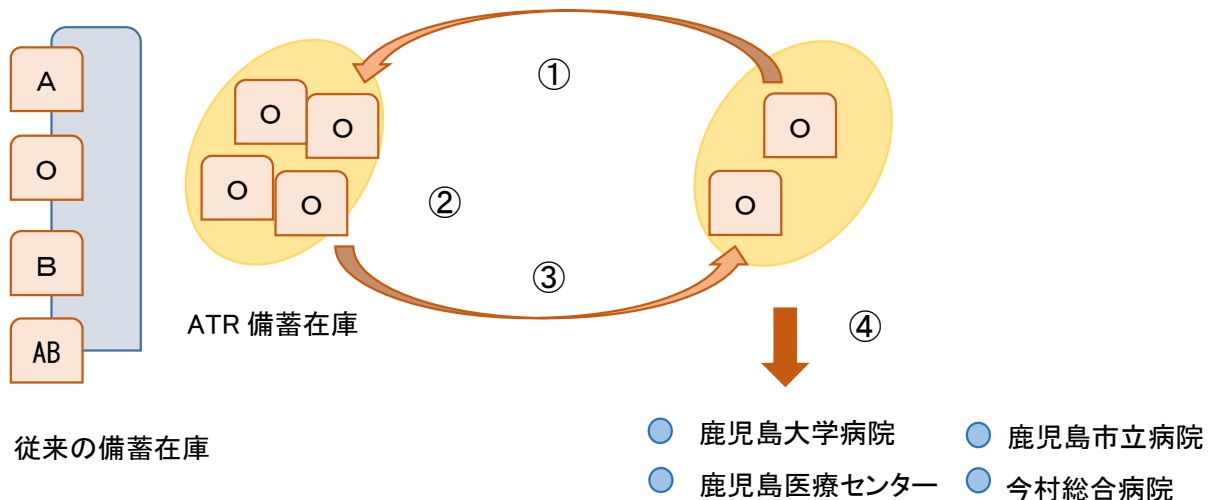
ブラッドローテーション

ブラッドローテーションとは

輸血用血液製剤の有効期限切れによる廃棄を削減するため、血液製剤を電子式冷却血液装置に入れて搬送し、未開封のまま一定期間使用しなかった場合、一旦血液センターに返品し、他の医療機関で使用してもらう仕組み

● 鹿児島県立大島病院

● 鹿児島県赤十字血液センター



メリット

- 有効期限切れの廃棄を減らすことができ、それに伴い廃棄血液の費用負担も減らすことができる
- 院内在庫量を増やすことができるため、医療機関において緊急時に輸血が必要となった場合の不安を解消できる

デメリット

- 未開封の血液を返品する際の搬送費用がかかる
- 血液センター及び医療機関の作業量が増加
 - ・冷却式血液装置への血液製剤の梱包
 - ・返品作業及び輸送機関への搬送
 - ・返品受付、医療機関への再出庫

問題点

- 返品された有効期限が短い血液製剤を使用してくれる医療機関を多く確保する必要がある

8 病院立入検査について

(1) 目的・実施方法

医療提供施設としての適正な管理運営が行われるよう、名瀬保健所と徳之島保健所管内の病院に対し、毎年度実地における立入検査を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による立入検査を実施した。

(2) 実施状況（令和4年2月28日現在）

令和3年度は、令和4年2月28日現在、14の病院に対して立入検査を行った。

対象施設数	実施数	実施率
15	14	93%

※徳之島保健所管内は、徳之島保健所職員と班編制

(3) 文書指摘等の状況（令和4年2月28日現在）

立入検査の結果、改善を要する事項について、13病院に対し、文書等による指摘・指導等を行った。

指摘区分	文書指摘	口頭指摘	現場指導	担当コメント
件数	11	37	16	4

○主な指摘・指導事項

- ・災害時対応マニュアルが機能していない、非常用献立が未作成、非常用食料等を備蓄していないなど、災害対策体制の未整備
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6病院（8件）
- ・消火・避難訓練の未実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6病院（6件）
- ・放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の未実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5病院（5件）
- ・職員採用時の健康診断の未実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4病院（4件）

令和3年度 医療機関立入検査実績

R4.2.28現在

病 院 名	検 査 日	文 書	口 頭	現 場	担当コメント	計	病 床
奄美病院	R3.10.7	0	3	1	1	5	348
大島郡医師会病院	R3.10.14	0	3	0	1	4	141
大島保養院	R3.10.14	3	2	0	1	6	194
宮上病院	R3.10.25	0	2	3	1	6	42
瀬戸内徳洲会病院	R3.11.4	0	4	0	0	4	60
笠利病院	R3.11.4	2	5	1	0	8	89
与論徳洲会病院	R3.11.15	0	2	4	0	6	81
徳之島病院	R3.11.15	0	0	0	0	0	206
国立療養所 奄美和光園	R3.11.25	0	1	0	0	1	122
喜界徳洲会病院	R3.11.25	4	6	2	0	12	89
奄美中央病院	R4.1.7	2	2	0	0	4	110
名瀬徳洲会病院	R4.1.7	0	3	4	0	7	270
徳之島徳洲会病院	R4.1.21	0	3	1	0	4	199
沖永良部徳洲会病院	R4.1.21	0	1	0	0	1	132
県立大島病院						0	350
計	14	11	37	16	4	68	2,433

9 管内における市町村自殺対策計画に基づく取り組みについて

大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課
大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課

(1) 自殺対策計画とは

平成28年に、自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされた。(同法第13条)

(2) 計画策定、事業実施状況

ア 計画の策定

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されるべきものであり、計画策定にあたっては行政のトップが責任者となり、庁内横断的な体制を整えることが求められている。

鹿児島県は平成31年3月に「鹿児島県自殺対策計画」を策定している。

大島支庁管内においては、令和3年3月末までに全市町村において各市町村自殺対策計画を策定している。

イ 計画の内容

- ・ 地域における自殺の現状
- ・ 自殺対策の基本方針
- ・ 基本施策 ※1
- ・ 重点施策 ※2
- ・ 自殺対策の推進体制 など

※1※2 自殺総合対策推進センターが地域の実態を詳細に分析し、地域自殺実態プロファイルを作成すると共に、地域自殺対策の策定に資する地域自殺対策パッケージを作成。県、市町村は、全国的に取り組む事が望ましい「基本パッケージ」と地域において優先的に取り組む重点パッケージを組み合わせ、効果的な地域自殺対策計画を策定することとなっている。

ウ 今年度の取組状況

① 保健所における自殺対策に特化した取組

	子ども・若者への支援	ハイリスク者への支援	地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材育成の強化	啓発と周知
(保健福祉環境部)	・若年層個別相談会(2回)	・自殺未遂者支援連携体制事業の運用 ・自殺未遂者支援連携体制事業に係る関係者連絡会(1回) ・自殺未遂者の実態調査(精神科・救急告示医療機関、消防、年2回)	・市町村精神保健福祉業務連絡会(1回)	・管内町村からの依頼に応じたゲートキーパー養成講座 1件	・自殺予防週間や自殺対策強化月間における庁内放送、ポスター掲示、パンフレット設置、地元紙、支庁情報誌への記事掲載
(徳之島保健所)	・子ども・若者支援者研修会(1回) (新型コロナウイルス感染症感染拡大のため沖永良部島での研修会は中止)	・自殺未遂者支援連携体制事業の運用 ・自殺未遂者支援連携体制事業に係る関係者連絡会(各島1回、計3回)	・自殺対策連絡会(各島1回、計3回)	・自殺対策に関する出前講座 1件	・自殺予防週間や自殺対策強化月間における庁内放送やポスター掲示、パンフレット等設置

② 市町村自殺対策計画に基づく取り組み（基本施策）

○ 基本施策

	地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材育成の強化	啓発と周知	生きる事への促進要因への支援
奄美市	・地域ネットワーク会議 (R4.3.22) 予定 ・庁内自殺対策検討会議 1回 ・部内会議 1回～	・ゲートキーパー養成講座（一般市民向け1回、庁内職員向け2回、高齢者の支援者対象1回）	・リーフレット作成 ・広報誌記事掲載（保健師コーナー：ゲートキーパーについて） ・9月の自殺予防週間、3月の対策強化月間について市政だより等の啓発	・地域支え合い体制づくり事業 ・地域包括ケアシステムの構築
大和村	心の健康相談員を中心として、関係機関と連携や気になる方の情報を共有している。	関係機関向けの研修会		ライフステージに合わせた集いの場づくりを行い、地域で孤立しない様に支援を行った。
宇検村	・暮らしやすいむらへネットワーク会議 ・自殺対策推進本部 ・庁舎内つなぐシートの活用	（重点施策へ位置づけ） ・ゲートキーパー養成講座（民生委員・役場職員）計4回	・民生委員会・区長会などでの普及啓発 ・自殺対策週間（9月）・自殺対策月間（3月）にFMや広報誌で周知啓発	・ライフステージに応じた切れ目のない相談対応 ・関係機関との連携（自殺者・未遂者）と対応
瀬戸内町	・庁舎内職員研修にて連携をテーマに事例検討 ・相談があった際には必要に応じて関係機関と連携 ・”我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議を中心に、相談支援部会、住まい部会、しごと部会を活用	民生委員を対象としたゲートキーパー養成講座	・街頭キャンペーン ・中高生ヘリーフレット配布（夏休み前） ・養護教諭部会、健康づくり推進員の会議でリーフレット配布	・放課後子ども教室の開催（社会教育課） ・高齢者サロンへの支援 ・きよら島カフェ（地域女性団体連絡協議会）との連携
龍郷町	・地域ネットワーク会議（3/24）	・ゲートキーパー養成講座（民生委員・職員）	・町広報掲載、リーフレット作成、HP掲載	・相談先一覧表の作成・配布（庁内職員・関係者向け 市民向け）
喜界町	・地域ネットワーク会議（次年度の早い時期に開催） 随時、相談があった時に関係する機関と連携。		・町広報掲載、県作成のポスターを町内機関に貼付、相談窓口カード作成中。	子育て支援センター、地域活動支援センター等の集いの場の継続。コロナの感染状況を見ながら長寿会等各種団体活動。
徳之島町	常時。相談があった場合は必要に応じて関係機関と連携	ゲートキーパー養成講座（役場職員） SOSの受け止め方教室（中学校の保護者、教員、関係機関職種） 民生員へのゲートキーパー養成（保健所）	・広報誌による自殺予防の啓発活動 ・庁内防災無線での広報 ・関係機関への相談機関リーフレット配布	こころの健康相談会 年4回 個別相談対応（保健師）
天城町	庁舎内外を含めた意見交換・情報共有の場を設ける（年1回開催）	・役場管理職を対象としてゲートキーパー養成講座（1回実施） ・地域の区長・民生委員・女性連・ボランティアグループを対象としたゲートキーパー養成講座（2回実施）	・チラシやグッズの配布（自殺予防週間・自殺予防月間） コロナ予防接種集団接種会場にて掲示・配布 ・HPや有線テレビでの周知	・個別相談会 4回（7月・10月・1月・3月） ・こころの電話相談（年中）
伊仙町	・いのちを支える自殺対策推進協議会（年1回）	・役場職員を対象としたゲートキーパー養成講座	・啓発グッズ（チラシ・ポケットティッシュ）の配置 ・広報誌での啓発	・障害者の居場所づくり 月1回 ・臨床心理士相談会 3回
和泊町	自殺対策ネットワーク連絡協議会（1回、令和4年2月14日開催）	・ゲートキーパー養成講座（1回、令和4年3月15日開催予定 オンライン開催の可能性大）	・こころの健康づくり講演会（1回、隣町開催） ・9月自殺予防週間に合わせたリーフレット及び啓発グッズの配布（1か所、令和3年9月14日開催） ・町立図書館との連携（夏休み期間：関連書籍の展示コーナー開設） ・有線テレビや広報誌による相談窓口の広報 ・3月自殺予防月間に合わせた全戸チラシ配布	・高齢者の居場所づくり活動「サロン数：14か所」 ・精神保健相談 ・配偶者暴力相談支援センターの設置 ・地域子育て支援センター事業（1か所 利用日：週3日） ・障害者の居場所づくり事業「ふれあいサロンはっぴい」利用日：平日 ・こころの電話相談 24時間年中無休 ・遺された人への支援（チラシ配布を行っている、当事者の会については次年度以降検討） ・個別相談会（1回、令和4年3月16日オンライン開催の可能性大）
知名町	必要に応じ、関係機関と連携	ゲートキーパー養成講座（今年度は和泊町と共催で2回）	・リーフレットの配布 ・広報誌での啓発活動	・こころの相談電話 ・町職員、学校職員ストレスチェック（各年1回）
与論町	・本部会議 ・ネットワーク会議	・ゲートキーパー養成講座（次年度） ・対人援助職のためのストレスケア講座	・全戸チラシ配布 ・週報・防災無線による啓発 ・普及啓発パンフレット等の作成配布（次年度） ・18歳未満の子どもがいる世帯に向けたストレスケア及びこころの健康づくりに関する啓発資料（チラシ・アルコールイットリッシュ）の配布	・個別相談対応 ・精神保健相談 ・子育て世代包括支援センター事業 ・こころの電話相談 ・遺族への支援

SOSの出し方に関する教育の推進	その他
(重点施策へ位置づけ)	
(基本施策へ位置づけ)	
(重点施策へ位置づけ)	・ゲートキーパー養成講座受講者には命つなぐ手帳を交付 (R3: 65部発行)
(重点施策へ位置づけ)	
	・庁内ワーキングチーム (2/17)
(重点施策へ位置づけ)	
・R3.11月SOSの出し方・受け止め方教育 ・いのちの授業 (オンライン)	リスクが高い方への支援強化: ・臨床心理士の個別相談 (若年者と一般住民を対象に年4回実施) ・ハイリスク者への対応 (子育て包括支援センター職員によるハイリスク妊産婦への継続支援, 常時関係課との連携) ・障害のある人への相談対応、支援 (介護福祉との連携)
・SOSの出し方教室 (小中学生向け, 5講座) ・SOSの受け止め方教室 (2 家庭教育学級)	学校においてケース検討会の実施 (2事例)
・こころの健康づくり講演会 (SOSの受け止め方教室) ・小中学生向けのチラシを作成し全児童生徒へ配布	
(重点施策へ位置づけ)	・失業・無職、生活に困窮している人への支援強化 (相談窓口等の充実: 生活困窮者自立相談支援, 年金相談等 町営住宅管理等) ・高齢者への支援の強化 ・勤務・経営への支援の強化
・SOSの出し方教室 (中学校1校/1回) ・児童生徒向けリーフレットの配布	
・いのちの授業 (小学生・高校生向け)	・臨床心理士の個別相談 (年4回来島時およびオンライン (随時)) ・ハイリスク者への対応 (子育て包括支援センター職員によるハイリスク妊産婦への継続支援, 常時関係機関との連携)

○ 重点施策

	子ども・若者への支援	勤務・経営者への支援	生活困窮者への支援	失業・無職者への支援
奄美市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のSOSの出し方に関する授業（市内17校） ・児童・生徒のSOSの受けとめ方と対処方法を学ぶ研修会（小中学校教諭・その他関係者） ・保護者向け講演会「気持ちが変わる言葉の力」（笠利地区）1回 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の給付、一時生活支援事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者の相談会、就職面接会、就労支援セミナーの実施 ・生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ・生活保護受給者等就労自立促進事業
大和村				
宇検村	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のSOSの受けとめ方と対処方法を学ぶ研修会（小中学校教諭・その他関係者） ・スクールカウンセラーによる各学校訪問（個別相談） 		<ul style="list-style-type: none"> ・北大島くらし・しごとサポートセンターとの連携 ・多職種連携によるチーム支援 	
瀬戸内町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会で「折れない心を育てる命の授業」の実施⇒中・高校生、教職員へ3回、40分程度の「健康・医療について」や「コロナ禍における子ども達のメンタルへの影響」等で出前講座を実施。 ・産後うつ対策（スクリーニング、個別支援の実施）⇒産後ケア（26件）実施。 ・要保護児童対策協議会等関係機関との連携⇒実務者会議1回、ケース会議6回実施。 		<ul style="list-style-type: none"> くらし・仕事サポートセンターとの連携（個別支援、定例会）⇒コロナ禍等により定例会等には参加できず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無職者への個別支援（仕事、住まいの確保等を検討） ・高齢者の生きがい対策（老人クラブ等でシルバー人材センターへの登録を進め、活動の場を増やす）
龍郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策協議会等関係機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> くらし・仕事サポートセンターとの連携（個別支援） 	<ul style="list-style-type: none"> くらし・仕事サポートセンターとの連携（個別支援）
喜界町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内でのSOSの出し方教育の実施 ・臨床心理士の巡回発達相談を小中学校で実施（教育委員会） ・教育委員会と保健福祉課で相談対応について連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画観光課窓口で経営者の相談対応、経済的支援に 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・仕事サポートセンターとの連携 ・税務関係部署やハローワーク担当部署との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・仕事サポートセンターとの連携 ・税務関係部署やハローワーク担当部署との連携
徳之島町	<ul style="list-style-type: none"> 若年層向け個別相談会 年3回 要保護担当者との情報共有（子どもも包括、保健センター、介護福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・仕事サポートセンターとの連携 ・相談会での就労支援、自立支援事業の普及啓発活動（リーフレット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・仕事サポートセンターとの連携 ・相談会での生活困窮者自立支援事業の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 心配事相談会との連携（社会福祉協議会）
天城町	<ul style="list-style-type: none"> 若年層向け個別相談会 年5回 		<ul style="list-style-type: none"> くらし・仕事サポートセンターの定例会への参加（次年度以降） 	
伊仙町	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・臨床心理士相談会 1回 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の相談会（次年度以降） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の相談会（次年度以降） 	
和泊町	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談しやすい」窓口の周知 ・関係機関との連携 ・SOSの出し方に関する授業（次年度以降） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進（次年度以降） ・ハラスメント防止対策（次年度以降） ・経営者に対する相談事業（次年度以降） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口等の充実 ・自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者相談は継続して実施。大島の消費者相談センターへのつながりも持っている 各種税金の納税相談・年金相談等における他部署への情報共有等
知名町	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方教室（中学校1校/1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員ストレスチェック（年1回） ・学校職員ストレスチェック（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡会（2ヶ月に1回） ・相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業
与論町	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自自殺予防 ・若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒への支援の充実 ・経済的困難を抱える子ども等への支援の充実 ・ICTを活用した若者へのアクリ子の強化 ・若者自身が身近な相談者になるための取組 ・社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・過労自殺を含む過労死等の防止 ・長時間労働の是正 ・ハラスメント研修対策 ・経営者に対する相談事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援・人材育成の推進 ・居場所作りや生活支援の充実 ・自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動 ・消費生活に関する相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業者に対する相談窓口等の充実 ・職業的自立へ向けた若者への支援の充実 ・無職者・失業者の居場所作り等の推進

高齢者への支援	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり事業 ・地域包括ケアシステムの構築 ・各種事業や教室を通して、相談を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・障がい者に関する相談 ・妊娠・出産・育児の相談 ・その他、各種相談
	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症に関する普及啓発（自立支援協議会） ・妊娠・出産・育児相談（子育て世代包括支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり事業 ・地域包括ケアシステムの構築 ・各種事業や教室を通して、相談を受けている。 ・認知症カフェの運営⇒コロナ禍により今年度は4回のみ実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり事業 ・地域包括ケアシステムの構築 ・各種事業や教室を通して、相談を受けている。 ・70歳以上高齢者のバス補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・障がい者に関する相談 ・妊娠・出産・育児の相談 ・男性の料理教室 ・元気度アップポイント事業
<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワーク事業 ・地域包括支援センター総合相談 ・各種事業や教室を通して相談を受けている。 	
<p>高齢者総合相談 地域支え合い体制による見守り支援 居場所づくり（サロン支援） 認知症、家族介護支援等</p>	
	<p>一人暮らし・孤立者への支援強化：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の自立支援教室
	<p>アルコール問題に関する支援：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール問題に関する健康教育
<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援のための連携の推進 ・地域における要介護者に対する支援 ・高齢者の健康不安に対する支援 ・社会参加の強化と孤独・孤立の予防 	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 ・料理教室 ・相談事業 ・介護者への支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援のための連携の推進 ・地域における要介護者に対する支援 ・高齢者の健康不安に対する支援 ・社会参加の強化と孤独・孤立の予防 （高齢者元気度アップポイント事業・ふれあいサロン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・AUDIT-Cによるチェックを行い、多量飲酒者に対し、アルコール問題に関する健康教育を実施